大阪第6地方合同庁舎(仮称) ヘリポート設置事業 環境影響評価準備書

【要約書】

令和2年8月

PFI 大阪第6合同庁舎株式会社

1. はじめに

大阪第6地方合同庁舎(仮称)ヘリポート設置事業では、令和2年3月に大阪市環境影響評価条例に基づき、本事業の実施による環境への影響に関する評価項目、調査・予測・評価方法について取りまとめた環境影響評価方法書を大阪市に提出しました。令和2年6月には環境影響評価方法書に対する大阪市長意見が述べられ、この度、その意見を踏まえて環境影響評価準備書を取りまとめました。本要約書はそのあらましについて説明したものです。

2. 事業の目的及び概要

本事業は、災害等が発生した際に国土交通省近畿地方整備局の拠点となる大阪第6地方 合同庁舎(仮称)の庁舎屋上に専用ヘリポート(非公共用)を設置することで、機動性、 迅速性を確保した災害対応活動を目的とするものです。

今回計画しているヘリポート(以下「計画ヘリポート」という)を設置することにより、 防災ヘリコプターと災害対応の中枢である災害対策本部が設けられる大阪第6地方合同庁 舎(仮称)が直接接続されることになり、必要な人員等の搭乗が迅速かつ的確に行えるよ うになるため、災害対応活動の更なる充実を図ることが可能となります。

計画ヘリポートの種類及び規模は、**表1**に示すとおりです。なお、計画ヘリポート面の 高さは地上約76mとなります。

表1 事業の概要

位置	大阪市中央区大手前3丁目3番10、11、12、17 (大阪第6地方合同庁舎(仮称)屋上)		
面積	約 3, 600m ²		
飛行場の種類	陸上へリポート(屋上型)		
飛行場の種別	非公共用		
飛行場の規模	着陸帯の面積:約 580m ²		
着陸帯の長さ・幅	長さ 24m・幅 24m		
滑走路の長さ・幅	長さ 24m・幅 24m		
使用予定機種	機種名 AW139(アグスタウェストランド社) 412EP/412EPI(ベル社)	最大離陸重量 6,400kg 5,398kg	所有する地方整備局等 関東、近畿 北海道、北陸、中部、 中国・四国、九州
離着陸回数	最大で年間 200 回程度 ただし、災害等の発生状況により変更となる可能性があります。		
運用時間	24 時間 (原則として日出から日没まで)		
工事期間	工期約5ヶ月(供用開始予定:令和4年度)		

(1) 施設計画

計画へリポートには、着陸帯のほか附帯施設として風向指示器、脱落防止施設、燃料 流出防止施設、消火施設などを整備します。また、計画へリポートの周辺には、航空法 第2条により、航空機が安全に離着陸を行うため障害物のない一定の広さを持つ空間(安 全表面)の確保が義務付けられています。

(2) 運用計画

現在、国土交通省近畿地方整備局では、八尾空港を拠点にヘリコプターによる自然災害や重大事故の情報収集活動等を行っています。計画ヘリポートはこのうち、災害発生時の初動調査(災害対応調査)のために使用します。

供用後の年間離着陸回数は、過去の八尾空港での離着陸回数の実績等を基に、離着陸 訓練を含め最大で年間 200 回程度と想定しています。

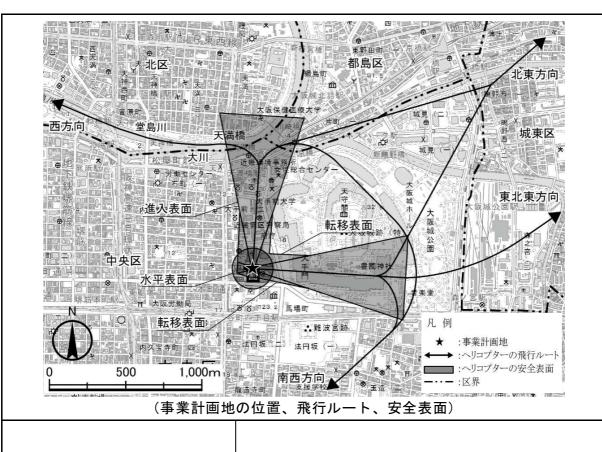
(3) 飛行ルート及び高度

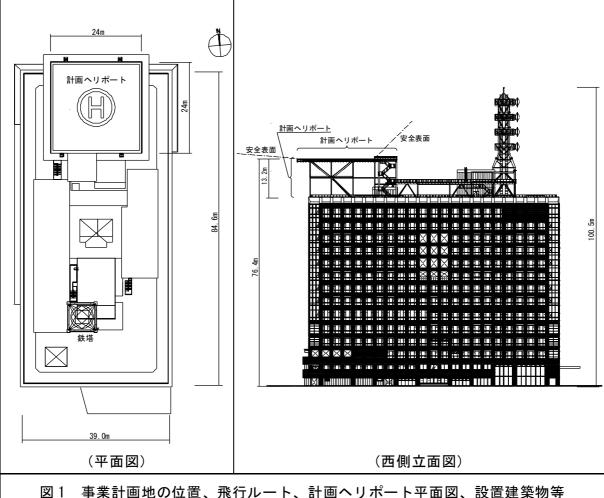
計画へリポートにおけるヘリコプターの運航は、大阪城及び西側の高層マンションを避ける必要があることから、**図1**に示すように北側及び大阪城公園の外堀沿い東側に進入平面を設け、大阪城及び大阪城公園上空で周回し、北東方向、東北東方向、南西方向、西方向への飛行ルートを想定しています。

(4) 安全対策

計画へリポートの運用に際してその安全性を確保するため、航空法に定められた安全 施設の設置を行うとともに、ヘリポート運用のための管理規程を制定し、離着陸できる 気象条件、利用できるヘリコプター等について適切な管理ができるようにします。

また、計画へリポートでは燃料の補給は行わず、計画へリポートの完成後も、機体の格納、保守整備及び運用は現在と同様に八尾空港を基地として運用します。





3. 環境影響評価実施内容の概要

(1) 環境影響評価項目

本事業の実施により影響を受けると考えられ、環境影響評価において調査・予測・評価を行う必要がある項目として、航空機の運航に伴う騒音及び低周波音を選定しました。

女 4 块坑	記音 計画視りの歴史
環境	影響要因施設の利用
環境影響評価項目	航空機の運航
騒音 (航空機騒音)	
低周波音(航空機の低周	∃波音) ○

表 2 環境影響 評価項目の選定

(2) 現況調査の手法

選定した環境影響評価項目について、既存資料の収集・整理及びヘリコプターの試験 飛行を伴う現地調査を実施することにより、事業計画地周辺の現況を把握しました。

(3) 予測、評価の手法

事業の実施が周辺地域の環境に及ぼす影響について、環境影響評価項目に応じて、数値計算によるシミュレーションにより予測評価を行いました。

評価は、大阪市「環境影響評価技術指針」に基づき、以下の観点から行うこととしました。

- 「航空機騒音に係る環境基準について」を満足すること。
- ・大阪市環境基本計画の目標の達成と維持に支障がないこと。
- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。

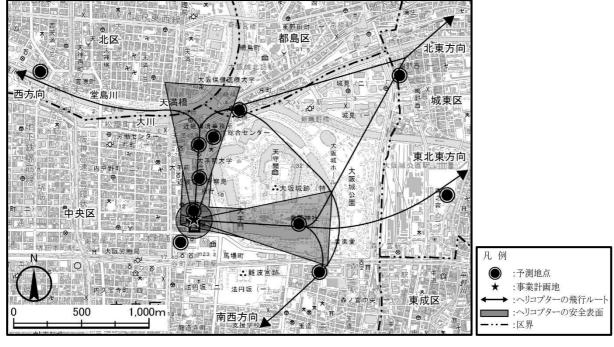


図2 予測地点の位置

4. 環境影響予測の結果

(1) 騒音

【施設の利用による影響】

ヘリコプターの運航に伴う騒音レベルは、時間帯補正等価騒音レベル(L_{den})で 39~ 56 デシベルとなり、環境基準値(57 デシベルまたは 62 デシベル以下)を下回ると予測されます。

(2) 低周波音

【施設の利用による影響】

ヘリコプターの運航に伴う低周波音の G 特性音圧レベルは、1 地点を除き感覚閾値の 100 デシベル以下と予測されます。

着陸時の周波数分析結果をもとに周波数別の音圧レベルを予測した結果、建具等のがたつき閾値及び圧迫感・振動感を感じる値を上回る周波数があり、建具等のがたつきや圧迫感・振動感を感じる可能性がありますが、継続時間が短いこと、発生頻度が少ないことなどを勘案すると、著しい影響はないものと予測されます。

5. 評価の結果

騒音、低周波音についての予測結果は以上のとおりであり、また、以下の環境の保全 及び創造のための措置を講じることから、ヘリコプターの運航に伴う騒音及び低周波音 は、周辺地域の環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されてい ると評価しています。

6. 環境の保全及び創造のための措置

本事業の実施にあたっては、環境への影響を軽減するために、環境の保全及び創造のための措置を講じます。主な措置の内容は、以下に示すとおりです。

- ・環境保全計画:ヘリポートの運用時間は原則として日出から日没までとするほか、 ヘリコプターの待機時間の短縮に努めるなど、周辺環境に及ぼす影響を可能な限り低減するよう配慮します。
- ・工 事 計 画:環境の保全及び創造のための措置として建設機械の稼働や工事用 関連車両が周辺環境に及ぼす影響を可能な限り低減するよう配慮 します。

7. 方法書についての意見と事業者見解

「大阪市環境影響評価条例」第10条第1項の規定に基づく、「大阪第6地方合同庁舎 (仮称) ヘリポート設置事業環境影響評価方法書」に関する市長意見とこれに対する事 業者の見解は、表3に示すとおりです。

表 3 方法書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解

市長の意見

事業者

(PFI 大阪第6合同庁舎株式会社)の見解

全般的事項

事業計画地及び飛行ルート周辺の環境保全施設への騒音による影響を低減するため、ヘリコプターの飛行高度やルート、運用方法等について十分に検討を行い、その内容を準備書に記載すること。

計画へリポートの南側及び西側は密集市街地となっており、その上空を飛行することを避けるため北側及び東側から離着陸するように安全表面及び飛行ルートを設定しています。また、ヘリコプターが安全に離着陸できる範囲内で、住居、学校、病院等の建物から離れたルート(例:東側進入表面である大阪城外堀の上空)を飛行します。

また、北側の安全表面下には環境保全施設が存在することから、安全性に配慮しながら速やかに飛行高度を上昇させ、飛行ルートとの距離の確保に努めます。

なお、ヘリポートでの離着陸を離着陸訓練や災害 発生時の初動調査に限定するとともに、ヘリコプタ 一の運用時間を原則として日出から日没までとし、 待機時間の短縮に努めるなど、事業計画地及び飛行 ルート周辺の環境保全施設への騒音による影響の低 減に努めます。

騒音 • 低周波音

予測地点については、調査地点と同じとしているが、飛行ルート周辺における環境保全施設の立地状況を踏まえ地点を追加すること。

予測地点については、調査できなかった中高層の 環境保全施設を加えるとともに、各飛行ルート周辺 における環境保全施設の立地状況を踏まえて予測地 点を追加しました。

お問合せ先

PFI 大阪第6合同庁舎株式会社

住所 大阪府大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 32 号

電話 (06) 6456-7189 FAX (06) 6456-7208

※本書に掲載した地図は、電子地形図 25000 (国土地理院) を加工して作成した。